

茨城大学大学院学則

(昭和43年5月1日制定)

改正 平成22年4月1日制定第38号 平成24年3月26日制定第36号 平成24年5月17日制定第45号
平成26年2月20日制定第5号 平成27年3月26日規則第27号 平成28年2月1日制定第4号

第1章 目的及び点検・評価

(目的)

第1条 茨城大学大学院(以下「大学院」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめてひろく文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価)

第2条 学長は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、国立大学法人茨城大学の役員及び職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第1項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

(教育研究活動の状況の公表)

第3条 学長は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、大学院における教育研究活動の状況を公表するものとする。

第2章 組織

(研究科)

第4条 大学院に次の研究科を置く。

人文科学研究科

教育学研究科

理工学研究科

農学研究科

2 各研究科に関する規則は、学長の承認を受けて当該研究科が別に定める。

(課程)

第5条 人文科学研究科及び農学研究科に修士課程を置き、教育学研究科に修士課程及び専門職学位課程(学校教育法第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)を置き、理工学研究科に博士課程を置く。ただし、理工学研究科の博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第5条の2 各研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の

教育研究上の目的を第4条第2項に規定する規則に定め、公表するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第5条の3 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(専攻)

第6条 研究科に次の専攻を置く。

人文科学研究科

文化科学専攻
社会科学専攻

教育学研究科
修士課程

障害児教育専攻
教科教育専攻
養護教育専攻
学校臨床心理専攻

専門職学位課程

教育実践高度化専攻

理工学研究科
博士前期課程

量子線科学専攻
理学専攻
機械工学専攻
電気電子工学専攻
メディア通信工学専攻
情報工学専攻
都市システム工学専攻
知能システム工学専攻

博士後期課程

量子線科学専攻
複雑系システム科学専攻
社会インフラシステム科学専攻

農学研究科

生物生産科学専攻
資源生物科学専攻
地域環境科学専攻

(入学定員及び収容定員)

第7条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
人文科学研究科	修士課程	文化科学専攻	13	26
		社会科学専攻	12	24
		計	25	50
教育学研究科	修士課程	障害児教育専攻	3	6
		教科教育専攻	22	44
		養護教育専攻	3	6
		学校臨床心理専攻	9	18
		計	37	74
	専門職学位課	教育実践高度化専攻	15	30

	程	計	15	30
理工学研究科	博士前期課程	量子線科学専攻	102	204
		理学専攻	45	90
		機械工学専攻	33	66
		電気電子工学専攻	25	50
		メディア通信工学専攻	21	42
		情報工学専攻	23	46
		都市システム工学専攻	22	44
		知能システム工学専攻	30	60
		計	301	602
	博士後期課程	量子線科学専攻	20	60
		複雑系システム科学専攻	10	30
		社会インフラシステム科学専攻	8	24
		計	38	114
	農学研究科	修士課程	生物生産科学専攻	13
資源生物科学専攻			17	34
地域環境科学専攻			13	26
計			43	86
合計			459	956

第8条 削除

(東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施)

第9条 東京農工大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、茨城大学(以下「本学」という。)は、宇都宮大学及び東京農工大学とともに協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、宇都宮大学及び東京農工大学の農学部の教員とともに、本学農学部及び関連する全学共同利用施設の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

第3章 学年、学期及び授業を行わない日

(学年、学期及び授業を行わない日)

第10条 学年、学期及び授業を行わない日については、茨城大学学則(以下「本学学則」という。)第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。

第4章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

3 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、前3項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

(在学期間)

第12条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

2 前条第4項の規定により計画的な履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の在学期間は、前項に規定する在学期間に修士課程、博士前期課程及び専

専門職学位課程にあつては2年を加えた期間、博士後期課程にあつては3年を加えた期間を超えて在学することはできない。

3 長期履修学生に関する規則は、別に定める。

第5章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第13条 大学院の教育課程は、各研究科及び専攻の教育上の目的を達成するため、必要な授業科目の開設及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画により、体系的に編成するものとする。ただし、専門職学位課程においては、研究指導を除くものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、幅広く豊かな学識と当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業及び研究指導)

第13条の2 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 修士課程の授業科目は、広い視野を涵養するための共通科目を含むものとする。

(授業科目及び単位数)

第14条 研究科の専攻における授業科目及び単位数は、学長の承認を受けて、各研究科において別に定める。

(授業の方法)

第14条の2 授業の方法については、本学学則第31条第1項から第4項までの規定を準用する。

(単位の計算方法)

第14条の3 単位の計算方法については、本学学則第32条第1項各号の規定を準用して、各研究科が別に定める。

(履修方法)

第15条 学生は、在学期間中にそれぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、修士課程及び博士前期課程にあつては30単位以上、博士後期課程にあつては14単位以上、専門職学位課程にあつては46単位以上を修得しなければならない。

2 前項の履修方法については、各研究科が別に定める。

(教育方法の特例)

第16条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第16条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目の成績)

第16条の3 授業科目の成績については、本学学則第36条の規定を準用する。

(他の研究科における授業科目の履修)

第17条 学長が教育上有益と認めるときは、学生に大学院の他の研究科の授業科目を履修させることができる。

2 前項の他の研究科における授業科目の履修については、各研究科において別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第17条の2 他の大学院における授業科目の履修については、専門職学位課程を除き、本学学則第38条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「60単位」とあるのは修士課程及び博士前期課程にあつては「10単位」と、博士後期課程にあつては「4単位」と、同条第3項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を」と読み替えるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第18条 学長が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議を経て、学生に当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

2 前項に規定するもののほか、他の大学院等において研究指導を受ける学生に関する規則は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第19条 学生が大学院に入学する前に本学又は他の大学院において修得した単位の認定については、本学学則第40条第1項の規定を準用する。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては10単位、博士後期課程にあつては4単位を超えないものとする。

(単位の認定、授与)

第20条 単位修得の認定は、試験又は研究報告による。

2 試験又は研究報告の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

3 試験及び成績の評価については、各研究科が別に定める。

第6章 学位の授与及び課程修了要件等

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第21条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査並びに最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の前期及び後期の課程を通じて行う一貫した人材養成の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査並びに最終試験に合格することに代えて、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に合格することとすることができる。

- 3 修士課程及び博士前期課程修了の認定は、当該研究科委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て学長が行う。

(博士後期課程の修了要件)

第22条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査並びに最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程における在学期間(当該課程に2年以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第29条第2項第3号から第7号までの規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、前項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 博士後期課程修了の認定は、委員会の審議を経て学長が行う。

(専門職学位課程の修了要件)

第22条の2 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上を修得することとする。

- 2 専門職学位課程修了の認定は、委員会の審議を経て学長が行う。

(学位の授与及び付記する専攻分野の名称)

第23条 学長は、大学院の課程を修了した者には、茨城大学学位規則(以下「学位規則」という。)の定めるところにより、修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与する。

- 2 前項の修士及び博士の学位には、研究科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

人文科学研究科 修士(学術)

教育学研究科 修士(教育学)

理工学研究科 修士(理学)、修士(工学)

博士(理学)、博士(学術)、博士(工学)

農学研究科 修士(農学)

(論文提出による博士の学位授与)

第24条 学長は、大学院に在学しない者で学位論文を提出して博士の学位の授与を申請する者があるときは、学位規則の定めるところによりこれを受理する。

- 2 学長は、前項の規定により学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、所定の学力を有することを確認された者には、学位規則の定めるところにより、博士の学位を授与する。

(学位論文等の取扱い)

第25条 第21条、第22条及び第24条に規定する学位論文(第21条第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。)の審査及び最終試験又は学力の確認については、学位規則の定めるところによる。

- 2 第12条に規定する在学期間中に第21条第1項又は第22条第1項に規定する単位を修得した者は、学位論文を提出することができる。

(単位修得認定書の交付)

第26条 博士後期課程において、在学期間中に第22条に定める所定の単位を修得し

、学位論文の提出に至らなかった者から願い出があったときは、単位修得認定書を交付することができる。

第7章 教員免許状

(教員免許状)

第27条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科の専攻において取得できる教員の免許状の種類及び免許教科に関する規則は、別に定める。

第8章 入学、退学、転学、留学及び休学

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、本学学則第12条の規定を準用する。

(入学資格)

第29条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者(平成17年文部科学省告示第169号)
 - (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
 - (8) 大学に3年以上在学し、本学の大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (9) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学の大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (11) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者と

する。

- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
 - (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 外国の学校、第5号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示118号)
 - (9) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 専門職学位課程に入学することのできる者は、第1項各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める小学校又は中学校教諭の一種免許状又は専修免許状を有する者とする。

(入学志願)

第30条 入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の書類を国立大学法人茨城大学における学生納付金その他の費用に関する規則(平成16年規則第7号。以下「費用規則」という。)に定める検定料を納入のうえ指定の期日までに提出しなければならない。

2 既納の検定料は、返還しない。

(入学者の選考)

第31条 学長は、入学志願者について選考のうえ委員会の審議を経て入学を許可する予定者(以下「入学予定者」という。)を定める。

2 入学者選考に関する規則は、別に定める。

(入学の手続等)

第32条 入学予定者であって大学院への入学を希望する者は、所定の書類を費用規則に定める入学料を納入のうえ指定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由により、入学料の納入が困難であると認められる者に対しては、入学料を免除又は徴収猶予することができる。

3 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については、免除若しくは徴収猶予の許可又は不許可が決定するまでの間、第1項の規定にかかわらず、入学料の徴収を猶予する。

4 第2項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除が許可された者は、納入すべき入学料を指定の期日までに納入しなければならない。

5 既納の入学料は、特別の事由がある場合を除き返還しない。

6 入学料の返還、免除又は徴収猶予に関する規則は、別に定める。

(入学の許可)

第33条 学長は、前条に規定する所定の入学の手続を完了した者(前条第3項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)について入学を許可する。

(進学)

第34条 博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより選考の上、委員会の審議を経て、学長が進学を許可する。

(転入学)

第35条 学長は、他の大学院に在学する者で、当該大学の学長の承認を受けて本学の同種の研究科に転入学を志願する者について、委員会の審議を経て、転入学を許可することがある。

2 前項の規定は、外国の大学院に在学する者及び我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者(学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。)及び国際連合大学の課程に在学する者が転入学を志願する場合に準用する。

3 第30条から第33条までの規定は、転入学の場合に準用する。

(再入学)

第35条の2 学長は、大学院を退学した者又は除籍された者が退学又は除籍後2年以内に同一の専攻に再入学を願い出たときは、委員会の審議を経て、再入学を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、第37条の規定により準用する本学学則第22条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

3 第30条から第33条までの規定は、再入学の場合に準用する。

(転専攻)

第36条 学長は、現に在学する専攻以外の専攻に転専攻を志願する者があるときは、委員会の審議を経て、許可することがある。

(退学、除籍、転学、留学、休学、復学及び休学期間)

第37条 退学、除籍、転学、留学、休学及び復学については、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程にあつては本学学則第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第27条、第28条及び第28条の2の規定を準用し、専門職学位課程にあつては本学学則第21条、第22条、第23条、第26条、第27条、第28条及び第28条の2の規定を準用する。この場合において、本学学則第25条第2項中「第8条」とあるのは「大学院学則第12条」と、同条第3項において準用する第38条第2項中「60単位」とあるのは修士課程及び博士前期課程にあつては「10単位」と、博士後期課程にあつては「4単位」と、第28条第2項中「4年」とあるのは修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては「2年」と、博士後期課程にあつては「3年」とそれぞれ読み替えるものとする。

(科目等履修生、特別聴講学生、委託生、研究生及び外国人留学生)

第38条 大学院の科目等履修生、特別聴講学生、委託生、研究生(次条に規定する博士特別研究生を除く。以下同じ。)及び外国人留学生については、本学学則第51条から第56条の規定を準用する。

(博士特別研究生)

第39条 学長は、博士後期課程を修了した者(標準修業年限以上在学し、この学則の規定により教育を受けた上退学した者を除く。)で、引き続き、大学院において研究を継続しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、1年を限度に博士特別研究生として入学を許可することができる。

2 博士特別研究生に関する規則は、別に定める。

(特別研究学生)

第40条 学長は、他の大学院の学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他の大学院との協議を経て、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生に関する規則は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料の額等)

第41条 授業料の額は、費用規則の定めるところによる額とし、徴収方法、分納、徴収猶予並びに免除については、本学学則第44条から第48条の2までの規定を準用する。

第10章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第42条 表彰及び懲戒は、本学学則第49条及び第50条の規定を準用する。

第11章 雑則

(準用規定)

第43条 大学院学生については、この学則に定めるものを除くほか本学学則の学生に関する規定を準用する。

(読替)

第44条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「大学」を「大学院」に、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和43年5月1日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和47年5月1日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和46年度以前に入学した学生に係る授業料の額は、第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の日以後において、転入学又は再入学した学生に係る授業料の額は、第24条の規定にかかわらず当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする

- 。
- 4 昭和47年度において入学した学生から徴収する同年度に係る授業料の額は、第24条の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合せた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において徴収するものとする。

区分	前期	後期
大学院学生	9,000円	18,000円

- 5 昭和47年度において入学を許可される学生に係る入学料の額は、第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和47年度の入学、転入学及び再入学に係る検定料の額は、第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和47年12月21日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和48年5月10日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和49年4月18日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和50年4月24日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 昭和50年度の入学、転入学及び再入学に係る検定料の額は、第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和51年4月15日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和52年5月19日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和53年4月20日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和53年11月16日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月19日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和54年9月20日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月17日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和57年4月15日から施行し、昭和57年4月1日から適用する

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年5月16日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める教育学研究科及び合計の総定員については、同条の規定にかかわらず、昭和63年度は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	総定員
教育学研究科	学校教育専攻	5
	障害児教育専攻	3
	教科教育専攻	17
	計	25
合計		305

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める教育学研究科及び合計の総定員については、同条の規定にかかわらず、平成2年度は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	総定員
教育学研究科	学校教育専攻	10
	障害児教育専攻	6
	教科教育専攻	40
	計	56
合計		336

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日以降においても従前の規定による農学研究科農学専攻、畜産学

専攻、農芸化学専攻及び農業工学専攻は当該専攻学生が在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生の教育課程、修了及び修士号等については、従前の例による。

- 3 農学研究科農学専攻、畜産学専攻、農芸化学専攻及び農業工学専攻の学生の総定員については、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成3年度は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	総定員
農学研究科	農学専攻	12
	畜産学専攻	10
	農芸化学専攻	10
	農業工学専攻	8
	計	40

- 4 第5条に定める人文科学研究科、農学研究科及び合計の総定員については、同条の規定にかかわらず、平成3年度は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	総定員
人文科学研究科	文化構造専攻	3
	言語文化専攻	3
	計	6
農学研究科	生物生産学専攻	22
	資源生物科学専攻	18
	計	40
合計		308

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の工学研究科の各専攻は、改正後の茨城大学大学院学則(以下「新学則」という。)第4条の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 新学則第5条に掲げる入学定員及び収容定員表中、理学研究科及び工学研究科の「専攻」及び「計」並びに「合計」の欄に係る収容定員については、次の表の年度区分により当該年度の収容定員に読み替えるものとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成5年度	平成6年度
理学研究科	修士課程	数学専攻	15	
		物理学専攻	14	
		化学専攻	18	
		生物学専攻	15	
		地球科学専攻	14	
		計	76	
工学研究科	修士課程	機械工学専攻	7	
		機械工学第二専攻	7	

		電気工学専攻	8	
		金属工学専攻	7	
		工業化学専攻	7	
		精密工学専攻	7	
		電子工学専攻	8	
		情報工学専攻	8	
		建設工学専攻	7	
		計	66	
	博士前期課程	機械工学専攻	18	
		物質工学専攻	18	
		電気電子工学専攻	18	
		情報工学専攻	12	
		都市システム工学専攻	10	
		システム工学専攻	22	
		計	98	
	博士後期課程	物質科学専攻	6	12
		生産科学専攻	6	12
		情報・システム科学専攻	6	12
		計	18	36
	合計		412	470

附 則

この学則は、平成6年2月17日から施行する。

附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 第5条に定める人文科学研究科、教育学研究科及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成6年度は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
人文科学研究科	文化構造専攻	6
	言語文化専攻	6
	地域政策専攻	14
	計	26
教育学研究科	学校教育専攻	10
	障害児教育専攻	6
	教科教育専攻	55
	計	71
合計		493

附 則

この学則は、平成6年9月22日から施行する。

附 則

- この学則は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 この学則施行前の理学研究科及び工学研究科の各専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該研究科の各専攻に在学する者が当該研究科の各専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該専攻学生の教育課程、修了及び学位については、従前の例による。
- 3 理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻及び地球科学専攻の学生の収容定員並びに工学研究科博士前期課程の機械工学専攻、物質工学専攻、電気電子工学専攻、情報工学専攻、都市システム工学専攻、システム工学専攻及び博士後期課程の物質科学専攻、生産科学専攻及び情報・システム科学専攻の学生の収容定員は、改正後の学則第5条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成7年度	平成8年度
理学研究科	修士課程	数学専攻	8	
		物理学専攻	8	
		化学専攻	10	
		生物学専攻	8	
		地球科学専攻	8	
		計	42	
工学研究科	博士前期課程	機械工学専攻	18	
		物質工学専攻	18	
		電気電子工学専攻	18	
		情報工学専攻	12	
		都市システム工学専攻	10	
		システム工学専攻	22	
		計	98	
	博士後期課程	物質科学専攻	12	6
		生産科学専攻	12	6
		情報・システム科学専攻	12	6
		計	36	18

- 4 改正後の学則第5条に定める理工学研究科の収容定員及び合計については、同条の規定にかかわらず、平成7年度及び平成8年度は、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成7年度	平成8年度
理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	14	
		自然機能科学専攻	18	
		地球生命環境科学専攻	20	
		機械工学専攻	18	
		物質工学専攻	18	
		電気電子工学専攻	18	
		情報工学専攻	12	
		都市システム工学専攻	10	
		システム工学専攻	22	
		計	150	

	博士後期課程	物質科学専攻	6	12
		生産科学専攻	6	12
		情報・システム科学専攻	6	12
		宇宙地球システム科学専攻	4	8
		計	22	44
合計			372	544

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第5条に定める理工学研究科の収容定員及び合計については、同条の規定にかかわらず、平成8年度及び平成9年度は、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員		
			平成8年度	平成9年度	
理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	28		
		自然機能科学専攻	36		
		地球生命環境科学専攻	41		
		機械工学専攻	37		
		物質工学専攻	37		
		電気電子工学専攻	37		
		情報工学専攻	24		
		都市システム工学専攻	20		
		システム工学専攻	44		
		計	304		
	博士後期課程	物質科学専攻	13	20	
		生産科学専攻	13	20	
		情報・システム科学専攻	13	20	
		宇宙地球システム科学専攻	9	14	
		環境機能科学専攻	4	8	
		計	52	82	
	合計			556	590

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第5条に定める教育学研究科、理工学研究科及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成9年度	平成10年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	10	
		障害児教育専攻	6	
		教科教育専攻	64	
		養護教育専攻	3	
		計	83	

理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	47		
		自然機能科学専攻	49		
		地球生命環境科学専攻	52		
		機械工学専攻	47		
		物質工学専攻	50		
		電気電子工学専攻	53		
		情報工学専攻	33		
		都市システム工学専攻	28		
		システム工学専攻	67		
		計	426		
	博士後期課程	物質科学専攻	20	21	
		生産科学専攻	20	21	
		情報・システム科学専攻	20	21	
		宇宙地球システム科学専攻	14	15	
		環境機能科学専攻	9	14	
		計	83	92	
	合計			712	842

附 則

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第5条に定める理工学研究科及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員		
			平成10年度	平成11年度	
理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	66		
		自然機能科学専攻	62		
		地球生命環境科学専攻	62		
		機械工学専攻	61		
		物質工学専攻	62		
		電気電子工学専攻	68		
		情報工学専攻	42		
		都市システム工学専攻	36		
		システム工学専攻	90		
		計	549		
	博士後期課程	物質科学専攻	21	21	
		生産科学専攻	21	21	
		情報・システム科学専攻	23	25	
		宇宙地球システム科学専攻	15	15	
		環境機能科学専攻	14	15	
		計	94	97	
	合計			849	857

附 則

この学則は、平成11年5月20日から施行し、平成11年3月31日から適用する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条の3及び第15条の規定は、平成11年8月31日から適用する。

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第5条に定める人文科学研究科、理工学研究科博士前期課程及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成12年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
人文科学研究科	修士課程	文化構造専攻	6
		言語文化専攻	6
		地域政策専攻	28
		コミュニケーション学専攻	5
		計	45
理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	66
		自然機能科学専攻	62
		地球生命環境科学専攻	62
		機械工学専攻	66
		物質工学専攻	62
		電気電子工学専攻	56
		メディア通信工学専攻	21
		情報工学専攻	42
		都市システム工学専攻	36
		システム工学専攻	90
		計	563
合計			873

附 則

この学則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第5条に定める教育学研究科及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成13年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	10
		障害児教育専攻	6
		教科教育専攻	64
		養護教育専攻	6
		学校臨床心理専攻	9
		計	95

合計	896
----	-----

附 則

この学則は、平成13年5月30日から施行し、平成13年3月30日から適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第5条に定める農学研究科及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成14年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
農学研究科	修士課程	生物生産学専攻	44
		資源生物学専攻	38
		計	82
合計			907

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年10月21日から施行し、平成15年9月19日から適用する。

附 則

この学則は、平成15年12月25日から施行し、平成15年度第1学年入学者から適用する。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- この学則施行前の農学研究科の生物生産学専攻は、改正後の学則第6条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生の教育課程、修了及び学位については、なお従前の例による。
- 農学研究科生物生産学専攻の学生の収容定員は、改正後の学則第7条の規定にかかわらず次表のとおりとする。

専攻	平成16年度
生物生産学専攻	22

- 改正後の学則第7条に定める理工学研究科、農学研究科及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成16年度	平成17年度
理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	61	
		自然機能科学専攻	62	
		地球生命環境科学専攻	62	

		機械工学専攻	66	
		物質工学専攻	59	
		電気電子工学専攻	42	
		メディア通信工学専攻	42	
		情報工学専攻	42	
		都市システム工学専攻	36	
		システム工学専攻	90	
		応用粒子線科学専攻	25	
		計	587	
	博士後期課程	物質科学専攻	19	17
		生産科学専攻	21	21
		情報・システム科学専攻	25	23
		宇宙地球システム科学専攻	15	15
		環境機能科学専攻	15	15
		応用粒子線科学専攻	9	18
		計	104	109
農学研究科	修士課程	生物生産科学専攻	13	
		資源生物科学専攻	37	
		地域環境科学専攻	13	
		計	63	
合計			930	951

附 則

この学則は、平成17年2月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、改正後の学則第8条の規定は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年10月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年1月18日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年3月21日から施行する。ただし、改正後の学則第14条第2項及び第38条第1項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- この学則施行前の人文科学研究科の文化構造専攻、言語文化専攻及びコミュニケーション学専攻並びに理工学研究科の数理科学専攻、自然機能科学専攻、地球生命環境科学専攻及びシステム工学専攻は、改正後の学則第6条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生の教育課程、修了及び学位については、なお従前の例による。
- 人文科学研究科の文化構造専攻、言語文化専攻及びコミュニケーション学専攻並びに理工学研究科の数理科学専攻、自然機能科学専攻、地球生命環境科学専攻及びシステム工学専攻の学生の収容定員は、改正後の学則第7条の規定にかかわらず、平成21年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
人文科学研究科	修士課程	文化構造専攻	3
		言語文化専攻	3
		コミュニケーション学専攻	5
理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	28
		自然機能科学専攻	31
		地球生命環境科学専攻	31
		システム工学専攻	45

- 改正後の学則第7条に定める人文科学研究科、理工学研究科博士前期課程の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成21年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
人文科学研究科	修士課程	文化科学専攻	13
		地域政策専攻	26
		計	39
理工学研究科	博士前期課程	理学専攻	90
		機械工学専攻	66
		物質工学専攻	60
		電気電子工学専攻	45
		メディア通信工学専攻	42
		情報工学専攻	44
		都市システム工学専攻	40
		知能システム工学専攻	30
		応用粒子線科学専攻	50
計	467		

附 則(平成22年4月1日制定第38号)

この学則は、国立大学法人茨城大学組織規則の改正及び事務組織改革に伴う学内規則等の整備に関する規則(平成22年規則第38号)の施行の日(平成22年4月1日)から施行する。

附 則(平成24年3月26日制定第36号)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月17日制定第45号)

この学則は、平成24年5月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成26年2月20日制定第5号)

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- この学則施行前の人文科学研究科の地域政策専攻は、改正後の学則第6条の規定にかかわらず、当該専攻に在籍する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生の教育課程、修了及び学位については、なお従前の例による。
- 人文科学研究科の地域政策専攻の学生の収容定員は、改正後の学則第7条の規定にかかわらず、平成26年度は次表のとおりとする。

専 攻	収容定員
地域政策専攻	12

- 改正後の学則第7条に定める人文科学研究科の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成26年度は次表のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員
人文科学研究科	修士課程	文化科学専攻	26
		社会科学専攻	12
		計	38

- 改正後の学則第16条の3の規定は、平成26年度第1学年入学者から適用し、平成25年度以前の入学者並びに当該入学者と同学年に転入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月26日規則第27号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月1日制定第4号)

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- この学則施行前の教育学研究科の学校教育専攻並びに理工学研究科博士前期課程の物質工学専攻及び応用粒子線科学専攻並びに博士後期課程の物質科学専攻、生産科学専攻、情報・システム科学専攻、宇宙地球システム科学専攻、環境機能科学専攻及び応用粒子線科学専攻は、改正後の学則第6条の規定にかかわらず、当該専攻に在籍する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生の教育課程、修了及び学位については、なお従前の例による。
- 改正後の学則第7条に定める教育学研究科及び理工学研究科の収容定員については、同条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員	
			平成28年度	平成29年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	5	0
		障害児教育専攻	6	6
		教科教育専攻	54	44
		養護教育専攻	6	6
		学校臨床心理専攻	18	18
		計	89	74

理工学研究科	専門職学位課程	教育実践高度化専攻	15	30
		計	15	30
	博士前期課程	量子線科学専攻	102	204
		理学専攻	135	90
		機械工学専攻	66	66
		物質工学専攻	32	0
		電気電子工学専攻	50	50
		メディア通信工学専攻	42	42
		情報工学専攻	46	46
		都市システム工学専攻	44	44
		知能システム工学専攻	60	60
		応用粒子線科学専攻	25	0
		計	602	602
		博士後期課程	量子線科学専攻	20
	複雑系システム科学専攻		10	20
	社会インフラシステム科学専攻		8	16
	物質科学専攻		10	5
	生産科学専攻		14	7
	情報・システム科学専攻		14	7
	宇宙地球システム科学専攻		10	5
環境機能科学専攻	10		5	
応用粒子線科学専攻	18		9	
計	114		114	

茨城大学大学院教育学研究科規程

(平成27年3月31日規程第114号)

改正 平成23年2月3日規則第11号 平成23年2月3日規則第12号 平成23年3月28日規則第25号
平成23年12月14日規則第69号 平成24年3月19日規則第18号 平成25年3月19日規則第26号
平成26年3月19日規則第21号 平成27年3月19日規則第21号 平成27年3月26日規則第31号
平成27年3月31日規則第55号 平成28年2月15日規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人茨城大学組織規則(平成16年規則第1号)第20条第4項及び茨城大学大学院学則(昭和43年5月1日制定。以下「大学院学則」という。)に基づき、茨城大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)に関する必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 研究科の教育研究上の目的は以下のとおりとする。

(1) 教育上の目的

- ア 人間性についての見識をもち、教育の諸領域に関する高い専門性と実践的研究能力を身に付けた学校教育の中核的な担い手となる教員を養成すること。
- イ 教育における多様な心の問題への援助に関わる実践と研究を専門的に行える人材を育成すること。

(2) 研究上の目的

- ア 教育文化に関わる人間・社会・自然の幅広い領域において学問知の発展に貢献すること。
- イ 現代の多様な教育的・社会的課題を理論的に解明し、解決に資する実践的な知見を得ること。

(構成)

第3条 研究科に次の課程、専攻、専修及びコースを置く。

修士課程

障害児教育専攻	障害児教育専修
教科教育専攻	国語教育専修
	社会科教育専修
	数学教育専修
	理科教育専修
	音楽教育専修
	美術教育専修
	保健体育専修
	技術教育専修
	家政教育専修
	英語教育専修
養護教育専攻	養護教育専修
学校臨床心理専攻	学校臨床心理専修
専門職学位課程	
教育実践高度化専攻	学校運営コース
	教育方法開発コース
	児童生徒支援コース

2 各専攻における人材養成上の目的は、別表1のとおりとする。

(臨床心理相談室)

第3条の2 研究科に臨床心理相談室を置く。

2 臨床心理相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(指導教員等)

第4条 修士課程における学生の授業科目の履修及び研究の指導のために、主指導教員及び副指導教員を置く。

2 専門職学位課程における学生の授業科目の履修の指導のために、担当教員及び副担当教員を置く。

(授業科目)

第5条 大学院共通科目、研究科共通科目の授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

2 各専攻における授業科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

(履修方法)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を学年又は学期の始めにその科目を担当する教員の承諾を得て、研究科長に届け出なければならない。

2 履修方法は、別表3備考欄に定めるところによるものとする。

(他の研究科の授業科目の履修等)

第7条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、他の研究科の授業科目を当該研究科長の裁可を得て、履修することができる。

(教育方法の特例)

第8条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期履修学生)

第9条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、本研究科委員会の審議を経て許可することができる。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者(以下「長期履修学生」という。)が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、本研究科委員会の審議を経て許可することができる。

3 前2項に定めるもののほか、長期履修学生の取り扱いに関し必要な事項は、本研究科委員会が別に定める。

(単位の授与及び試験)

第10条 履修科目の単位の授与は、試験その他の方法によって授業科目担当教員が行う。

2 追試験については、研究科委員会の審議を経て行うものとする。

(成績の評価)

第11条 授業科目の試験又は研究報告書等の成績評価は、100点をもって満点とし、A+(90点以上)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)及びD(60点未満)の評語で表し、A+、A、B及びCを合格とする。

(学位論文の提出及び審査)

第12条 学位論文(茨城大学大学院学則第21条第1項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)は、指定された期限までに指導教員の承認を

得て、研究科長に提出しなければならない。

- 2 学位論文の審査については、茨城大学学位規則(以下「学位規則」という。)の定めるところによる。

(最終試験)

第13条 最終試験については、学位規則の定めるところによる。

(課程修了の要件)

第14条 修士課程の修了の要件は、研究科に2年以上在学し、研究科所定の科目について34単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 専門職学位課程の修了の要件は、研究科に2年以上在学し、研究科所定の科目について46単位以上修得することとする。

(サステイナビリティ学プログラム)

第15条 研究科にサステイナビリティ学プログラムを置き、修了者にはサステイナビリティ学プログラム修了認定証を授与する。

- 2 サステイナビリティ学プログラムの授業科目については、別表4のとおりとする。

- 3 サステイナビリティ学プログラムの履修方法及び修了要件については、別に定める。

(教員免許取得プログラム)

第15条の2 研究科に教員免許を取得させることを目的とした教員免許取得プログラムを置き、教員免許取得プログラムの受講を許可された学生は、第6条第2項の規定にかかわらず、教育学部の教職課程の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定に基づき修得した単位は、第14条に規定する修了要件の単位数に含めることはできない。

- 3 教員免許取得プログラムに関し必要な事項は、本研究科委員会が別に定める。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、研究科委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した学生については、この規則施行の日以降においても、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生については、この規則施行の日以降においても、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則第7条の規定は、平成15年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成19年5月23日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表は、平成20年度第1学年入学者から適用し、平成19年度以前の入学者(転入学、編入学及び再入学を含む。)については、この規則施行の日以降においても、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生については、この規則施行の日以降においても、なお従前の例による。

附 則(平成23年2月3日規則第11号)

- 1 この規則は、平成23年2月3日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年2月3日規則第12号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成23年度入学者から適用し、平成22年度以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月28日規則第25号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成23年度入学者から適用し、平成22年度以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年12月14日規則第69号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日規則第18号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月19日規則第26号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学者した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月19日規則第21号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成26年度第1学年入学者から適用し、平成25年度以前の入学者並びに当該入学者と同学年に転入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月19日規則第21号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成27年度第1学年入学者から適用し、平成26年度以前の入学者並びに当該入学者と同学年に転入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月26日規則第31号)

この規則は、国立大学法人茨城大学における学校教育法及び国立大学法人法等の一部改正に伴う学内規則等の整備に関する規則(平成27年規則第31号)の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第55号)

この規程は、国立大学法人茨城大学における規則等の体系化及び名称変更に伴う学内規則等の整備に関する規則(平成27年規則第55号)の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

附 則(平成28年2月15日規程第14号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成28年度第1学年入学者から適用し、平成27年度以前の入学者並びに当該入学者と同学年に転入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

別表1

(1) 障害児教育専攻

障害児教育専攻は次のような能力をもった人材を養成することを目的とする。

- ・ 障害をもつ児童・生徒についての教育学的、心理学的、生理学的な専門的知識をもち、それを研究する能力を活用して、適切に指導・援助することができる。
- ・ 発達障害をはじめとして増加してきている特別なニーズをもつ子どもたちに対応できる専門的な実践力をもち、学校教育の中で十分に活かしていくことができる。

(2) 教科教育専攻

教科教育専攻は次のような能力をもった人材を養成することを目的とする。

- ・ 教科内容についての専門的な理解を持ち、教育内容の深化・変化に対応できる研究能力をもって、教科指導の高度化を進めることができる。
- ・ 教材化と教育方法についての専門的知識と実践力をもち、個々の児童・生徒、学校の実情に合わせた教科指導を展開し、先導できる。

(3) 養護教育専攻

養護教育専攻は次のような能力をもった人材を養成することを目的とする。

- ・ 児童・生徒の心身の健康に関する専門的知識をもち、その視点から児童・生徒の状況を的確に把握するとともに、発達段階や特性に応じて適切に対応できる。
- ・ 児童・生徒の心身に関わる学校教育の多様な課題を十分に理解し、他の教員や保護者あるいは関係諸機関と連携・調整して実践的に対応できる。

(4) 学校臨床心理専攻

学校臨床心理専攻は次のような能力をもった人材を養成することを目的とする。

- ・ 教育をはじめとする様々な分野における多様なこころの問題への心理学的援助に関する実践と研究を専門的に行うことができる。
- ・ こころの問題に関する様々な分野について高い見識をもち、専門的技能と研究能力を生かして、それぞれの分野において社会の発展に寄与することができる。

(5) 教育実践高度化専攻

教育実践高度化専攻は次のような能力をもった人材を養成することを目的とする。

- ・ 学校教育の抱える具体的な課題に対して、全体的な視野をもって実践的に取り組むことができる。
- ・ 同僚性を育み、学校内の即戦力として多様な教育活動において活躍でき、ミドルリーダーあるいはスクールリーダーとして、学校や地域の教育活動をリードできる。

別表2

科目区分	科目名	単位
大学院 共通科目	地球環境システム論I	1
	地球環境システム論II	1
	持続社会システム論I	1

		持続社会システム論II	1
		人間システム基礎論I	1
		人間システム基礎論II	1
		学術英会話	2
		国際コミュニケーション基礎	2
		研究と教育	2
		科学と倫理	2
		実学的産業特論	2
		学術情報リテラシー	1
		霞ヶ浦環境科学概論	1
		原子科学と倫理	1
		地域サステナビリティ農学概論	1
		食料の安定生産と農学	1
		感性数理工学特論	1
		実践国際コミュニケーション	2
		先端科学トピックスA	1
		先端科学トピックスB	1
		バイオテクノロジーと社会	1
		知的所有権特論	1
研究科 共通科目	a群	地域教育資源フィールドスタディ	2
		授業展開ケーススタディ	2
	b群	教科コラボレートケーススタディ	2
		学校教育総合研究	2
	c群	アクティブ・ラーニングの理論と実践	2
		学校教育と現代社会	2
		ライフキャリア論	2
		教育方法学特論	2
		認知学習心理学	2
		特別支援教育実践論	2
		小学校英語演習	2
	d群	サステナビリティ教育特論I	1
		サステナビリティ教育特論II	1
サステナビリティ教育演習I		1	
サステナビリティ教育演習II		1	
サステナビリティ教育演習III		1	

別表3

(1) 障害児教育専攻

障害児教育専修

授業科目	単位	備考
障害学総合研究	2	イ 必修科目 ○地域教育資源フィールドスタディ ○授業展開ケーススタディ ○障害学総合研究 の3科目 (6単位)
障害児教育学特論I・II	各2	
障害児教育学演習I・II	各2	
障害児心理学特論I・II	各2	
障害児心理学演習I・II	各2	
障害児生理学特論I・II	各2	
		○大学院共通科目から (2単位)

障害児生理学演習I・II 特別課題研究	各2 4	○教科コラボレートケーススタディ ○学校教育総合研究 の中から1科目 (2単位)
教科教育専攻・専修別総合研究	1又は2	○教科教育専攻の専修別「総合研究」 、「授業設計」の中から1科目又は2科 目 (2単位)
教科教育専攻・専修別授業設計	1又は2	○専修内の授業科目から (10単位) ○特別課題研究 (4単位)
		ロ 選択科目 ○研究科内(教育実践高度化専攻を除く 。)の授業科目から (8単位)
		計 34単位

(2) 教科教育専攻

(i) 国語教育専修

授業科目	単位	備考
言語文化総合研究	2	イ 必修科目
初等国語教育学授業設計	2	○地域教育資源フィールドスタディ
中等国語教育学授業設計	2	○授業展開ケーススタディ
国語科教育学特論I・II	各2	○言語文化総合研究
国語科教育学演習I・II	各2	○初等国語教育学授業設計 ○中等国語教育学授業設計 の5科目 (10単位)
古典語特論	2	
古典語演習	2	○大学院共通科目から (2単位)
現代語特論	2	○教科コラボレートケーススタディ
現代語演習	2	○学校教育総合研究 の中から1科目 (2単位)
古典文学特論I・II	各2	
日本文学思潮特論	2	○専修内の授業科目から (8単位)
近代文学特論	2	○特別課題研究 (4単位)
現代文学研究I・II	各2	
漢文学特論	2	ロ 選択科目
漢文学研究	2	○研究科内(教育実践高度化専攻を除く 。)の授業科目から (8単位)
書写書道教育研究	2	
書写書道教育演習	2	計 34単位
特別課題研究	4	

(ii) 社会科教育専修

授業科目	単位	備考
社会・文化総合研究I・II	各2	イ 必修科目
社会科授業設計I・II	各1	○地域教育資源フィールドスタディ
初等社会科教育特論I・II	各1	○授業展開ケーススタディ
中等社会科教育特論I・II	各1	○社会科授業設計I
社会科教育演習I・II	各2	○社会科授業設計II の4科目 (6単位)
日本史特論	2	○社会・文化総合研究I
日本史演習	2	○社会・文化総合研究II の中から1科目 (2単位)
日本近代史演習	2	
東洋史特論	2	○大学院共通科目から (2単位)
東洋史演習	2	○教科コラボレートケーススタディ

西欧史特論	2	○学校教育総合研究 の中から1科目 (2単位)
西欧史演習	2	
人文地理学特論	2	○専修内の授業科目から (8単位)
人文地理学演習	2	
自然地理学特論	2	○特別課題研究 (4単位)
自然地理学演習	2	
地誌学特論	2	ロ 選択科目 ○研究科内(教育実践高度化専攻を除く 。)の授業科目から (10単位)
地誌学演習	2	
政治学特論	2	計 34単位
政治学演習	2	
経済学特論	2	
経済学演習	2	
社会学特論	2	
社会学演習	2	
憲法特論	2	
憲法演習	2	
哲学特論	2	
哲学演習	2	
倫理学特論	2	
倫理学演習	2	
特別課題研究	4	

(iii) 数学教育専修

授業科目	単位	備考
数学総合研究	2	イ 必修科目 ○地域教育資源フィールドスタディ ○授業展開ケーススタディ
数学科教育授業設計	2	
数学教育学特論	2	○数学総合研究 ○数学科教育授業設計 の4科目 (8単位)
算数教育学特論	2	
数学教育学演習	2	○大学院共通科目から (2単位)
算数教育学演習	2	
代数学特論	2	○教科コラボレートケーススタディ ○学校教育総合研究 の中から1科目 (2単位)
代数学演習	2	
幾何学特論	2	○専修内の授業科目から (8単位)
幾何学演習	2	
解析学特論	2	○特別課題研究 (4単位)
応用数理学特論	2	
解析学演習	2	ロ 選択科目 ○研究科内(教育実践高度化専攻を除く 。)の授業科目から (10単位)
応用数理学演習	2	
コンピュータ数理教育特論	2	計 34単位
コンピュータ数理教育演習	2	
応用数学特論	2	
応用数学演習	2	
特別課題研究	4	

(iv) 理科教育専修

授業科目	単位	備考
初等自然科学総合研究	1	イ 必修科目 ○地域教育資源フィールドスタディ

中等自然科学総合研究	1	○授業展開ケーススタディ ○初等自然科学総合研究 ○中等自然科学総合研究 ○初等理科授業設計 ○中等理科授業設計 の6科目 (8単位) ○大学院共通科目から (2単位) ○教科コラボレートケーススタディ ○学校教育総合研究 の中から1科目 (2単位) ○専修内の授業科目から (8単位) ○特別課題研究 (4単位) ロ 選択科目 ○研究科内(教育実践高度化専攻を除く。 。)の授業科目から (10単位) 計 34単位
初等理科授業設計	1	
中等理科授業設計	1	
初等理科教育学特論	1	
中等理科教育学特論	1	
初等理科教育学演習	1	
中等理科教育学演習	1	
物理学特論	2	
物理学特別実験	2	
化学特論	2	
化学特別実験	2	
生物学特論	2	
生物学特別実験	2	
地学特論	2	
地学特別実験	2	
地域生態学特論	2	
地域生態学演習	2	
特別課題研究	4	

(v) 音楽教育専修

授業科目	単位	備考
初等音楽文化総合研究	2	イ 必修科目 ○地域教育資源フィールドスタディ ○授業展開ケーススタディ ○初等音楽文化総合研究 ○初等音楽教育授業設計 の4科目 (8単位) ○大学院共通科目から (2単位) ○教科コラボレートケーススタディ ○学校教育総合研究 の中から1科目 (2単位) ○専修内の授業科目から (8単位) ○特別課題研究 (4単位) ロ 選択科目 ○研究科内(教育実践高度化専攻を除く。 。)の授業科目から (10単位) 計 34単位
初等音楽教育授業設計	2	
音楽科教育研究法	2	
音楽科教育特論I・II	各2	
音楽科教育演習	2	
器楽研究I・II	各2	
器楽演習I~III	各2	
声楽研究	2	
声楽演習	2	
作曲・指揮法研究	2	
作曲・指揮法演習	2	
音楽学研究	2	
音楽学演習	2	
日本音楽特論	2	
特別課題研究	4	

(vi) 美術教育専修

授業科目	単位	備考
美術文化総合研究	2	イ 必修科目 ○地域教育資源フィールドスタディ ○授業展開ケーススタディ ○美術文化総合研究 ○美術教育授業設計 の4科目 (8単位) ○大学院共通科目から (2単位)
美術教育授業設計	2	
美術教育研究I・II	各2	
美術教育演習I・II	各2	
美術教材研究特論	2	
美術科教育授業論	2	
美術教育論	2	

美術教育史	2	○教科コラボレートケーススタディ ○学校教育総合研究 の中から1科目 (2単位)
絵画研究	2	
絵画演習	2	○専修内の授業科目から (8単位)
彫刻研究	2	
彫刻演習	2	○特別課題研究 (4単位)
デザイン研究I・II	各2	
デザイン演習I・II	各2	ロ 選択科目 ○研究科内(教育実践高度化専攻を除く。 。)の授業科目から (10単位)
金属工芸研究	2	
金属工芸演習	2	計 34単位
木材工芸研究	2	
木材工芸演習	2	
窯芸研究	2	
窯芸演習	2	
工芸・デザイン研究	2	
工芸・デザイン演習	2	
西洋美術史研究	2	
西洋美術史演習	2	
日本美術史研究	2	
日本美術史演習	2	
造形芸術学	2	
特別課題研究	4	

(vii) 保健体育専修

授業科目	単位	備考
保健体育科学総合研究	2	イ 必修科目 ○地域教育資源フィールドスタディ ○授業展開ケーススタディ
体育授業設計	2	
体育科教育学特論	2	○保健体育科学総合研究 ○体育授業設計 の4科目 (8単位)
体育科教育学演習	2	
保健体育科教育学特論	2	○大学院共通科目から (2単位)
保健体育科教育学演習	2	
保健教育特論	2	○教科コラボレートケーススタディ ○学校教育総合研究 の中から1科目 (2単位)
保健教育演習	2	
体育哲学特論	2	○専修内の授業科目から (8単位)
体育哲学演習	2	
体育社会学特論	2	○特別課題研究 (4単位)
体育社会学演習	2	
体育史特論	2	ロ 選択科目 ○研究科内(教育実践高度化専攻を除く。 。)の授業科目から (10単位)
体育史演習	2	
コーチング論特講	2	計 34単位
コーチング論演習	2	
運動生理学特論	2	
運動生理学演習	2	
運動方法学特論	2	
運動方法学演習	2	
バイオメカニクス特論	2	
バイオメカニクス演習	2	

形態学特論	2	
形態学演習	2	
学校保健特論I・II	各2	
学校保健管理演習	2	
学校保健指導演習	2	
スポーツ心理学特論	2	
スポーツ心理学演習	2	
特別課題研究	4	

(viii) 技術教育専修

授業科目	単位	備考
技術と生活総合研究	2	イ 必修科目 ○地域教育資源フィールドスタディ ○授業展開ケーススタディ ○技術と生活総合研究 ○技術科授業設計 の4科目 (8単位) ○大学院共通科目から (2単位) ○教科コラボレートケーススタディ ○学校教育総合研究 の中から1科目 (2単位) ○専修内の授業科目から (8単位) ○特別課題研究 (4単位) ロ 選択科目 ○研究科内(教育実践高度化専攻を除く。) の授業科目から (10単位) 計 34単位
技術科授業設計	2	
技術科教育特論I・II	各2	
技術科教育演習I・II	各2	
電気工学特論I・II	各2	
電気工学演習I・II	各2	
機械工学特論	2	
機械工学演習	2	
金属工学特論	2	
金属工学演習	2	
木材加工学特論	2	
木材加工学演習	2	
栽培学特論	2	
栽培学演習	2	
特別課題研究	4	

(ix) 家政教育専修

授業科目	単位	備考
初等生活科学総合研究	2	イ 必修科目 ○地域教育資源フィールドスタディ ○授業展開ケーススタディ ○初等生活科学総合研究 ○初等家庭科授業設計 の4科目 (8単位) ○大学院共通科目から (2単位) ○教科コラボレートケーススタディ ○学校教育総合研究 の中から1科目 (2単位) ○専修内の授業科目から (8単位) ○特別課題研究 (4単位) ロ 選択科目 ○研究科内(教育実践高度化専攻を除く。) の授業科目から (10単位) 計 34単位
初等家庭科授業設計	2	
家庭科教育特論I・II	各2	
家庭科教育演習I・II	各2	
食物学特論	2	
食物学演習	2	
被服学特論	2	
被服学演習	2	
住居学特論	2	
住居学演習	2	
児童学特論	2	
児童学演習	2	
家族関係学特論	2	
家族関係学演習	2	
特別課題研究	4	

(x) 英語教育専修

--	--	--

授業科目	単位	備考
言語と文化総合研究	2	イ 必修科目 ○地域教育資源フィールドスタディ ○授業展開ケーススタディ ○言語と文化総合研究 ○英語科授業設計 の4科目 (8単位) ○大学院共通科目から (2単位) ○教科コラボレートケーススタディ ○学校教育総合研究 の中から1科目 (2単位) ○専修内の授業科目から (8単位) ○特別課題研究 (4単位) ロ 選択科目 ○研究科内(教育実践高度化専攻を除く。) の授業科目から (10単位) 計 34単位
英語科授業設計	2	
英語教育学特論I・II	各2	
英語教育学演習I・II	各2	
英語学特論I・II	各2	
英語学演習I・II	各2	
英米文学特論I・II	各2	
英米文学演習I・II	各2	
特別課題研究	4	

(3) 養護教育専攻

養護教育専修

授業科目	単位	備考
養護学総合研究	2	イ 必修科目 ○地域教育資源フィールドスタディ ○授業展開ケーススタディ ○養護学総合研究 ○養護教諭論特論 の4科目 (8単位) ○大学院共通科目から (2単位) ○教科コラボレートケーススタディ ○学校教育総合研究 の中から1科目 (2単位) ○専修内の授業科目から (10単位) ○特別課題研究 (4単位) ロ 選択科目 ○研究科内(教育実践高度化専攻を除く。) の授業科目から (8単位) 計 34単位
養護教諭論特論	2	
養護教諭論演習	2	
教育保健経営特論	2	
教育保健経営演習	2	
学校救急看護学特論	2	
学校救急看護学演習	2	
学校精神保健特論	2	
学校精神保健演習	2	
学校安全特論	2	
学校安全演習	2	
ヘルスプロモーション論特論	2	
ヘルスプロモーション論演習	2	
教育保健医学特論	2	
教育保健医学演習	2	
健康生理学特論	2	
健康生理学演習	2	
学校疾病論特論	2	
学校疾病論演習	2	
特別課題研究	4	

(4) 学校臨床心理専攻

学校臨床心理専修

授業科目	単位	備考
臨床心理学特論I・II	各2	イ 必修科目 ○臨床心理学特論I ○臨床心理学特論II
心理療法特論	2	

カウンセリング特論	2	○ 心理療法特論
臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱ	各2	○ カウンセリング特論
臨床心理基礎実習Ⅰ・Ⅱ	各1	○ 臨床心理査定演習Ⅰ
臨床心理実習Ⅰ・Ⅱ	各1	○ 臨床心理査定演習Ⅱ
学校心理学研究法特論	2	○ 臨床心理基礎実習Ⅰ
臨床心理研究法演習	2	○ 臨床心理基礎実習Ⅱ
人格心理学特論	2	○ 臨床心理実習Ⅰ
発達臨床心理学特論	2	○ 臨床心理実習Ⅱ
学校教育心理学特論	2	○ の10科目 (16単位)
家族心理学特論	2	○ 特別課題研究 (4単位)
臨床心理行政特論	2	ロ 選択必修科目
精神医学特論	2	○ 専修内の授業科目から (14単位)
障害児臨床心理学特論	2	計 34単位
グループアプローチ特論	2	
ヘルスカウンセリング特論	2	
児童・生徒指導特論	2	
進路指導特論	2	
思春期臨床心理学特論	2	
臨床心理学購読演習	2	
投映法特論	2	
精神薬理学特論	2	
箱庭療法特論	2	
特別課題研究	4	

(5) 教育実践高度化専攻

学校運営コース、教育方法開発コース、児童生徒支援コース

科目区分	授業科目	単位	備考
共通科目	教育課程編成の計画と実践	2	各コース共通 イ 必修科目
	子ども理解にもとづく学習指導	2	○教育課程編成の計画と実践
	授業研究の方法と実践	2	○子ども理解にもとづく学習指導
	教育相談の課題と支援	2	○授業研究の方法と実践
	特別支援教育の理論と実践	2	○教育相談の課題と支援
	学校マネジメント実践演習	2	○特別支援教育の理論と実践
	学級経営実践演習	2	○学校マネジメント実践演習
	教師のライフステージと資質向上	2	○学級経営実践演習
	学校と保護者・地域の関係づくり	2	○教師のライフステージと資質向上
	校内研修の企画・立案と実践	2	○学校と保護者・地域の関係づくり
			○校内研修の企画・立案と実践 の10科目 (20単位)
コース別専門科目	学校運営コース	2	学校運営コース イ 必修科目
	教育政策の実施と評価	2	○学校運営課題研究Ⅰ～Ⅳ
	教育行財政と法規	2	の4科目 (4単位)
	スクール・リーダーシップとその実践	2	○課題発見実習 (2単位)
	学校を基盤としたカリ	2	○学校運営開発実習Ⅰ (3単位)
		2	○学校運営開発実習Ⅱ (5単位)

		キュラム開発と実践 学校危機管理論と実践 演習	2) ロ 選択科目 ○当該コースのコース別専門科目から (12単位) 計 46単位 教育方法開発コース イ 必修科目 ○教育方法開発課題研究I~IVの4科目 (4単位) ○課題発見実習 (2単位) ○教育方法開発実習I (3単位)
		地域教育経営と「開かれた学校づくり」演習	2	
		学校における評価マネジメント実践演習	2	
		学校運営課題研究I~IV	各1	
教育方法開発コース		教材研究と授業設計I・II	各2	
		人間形成の現代的課題と学習指導	2	
		学習指導・授業づくりの課題と実践	2	
		授業研究による授業改善	2	
		教育評価の方法	2	
児童生徒支援コース		子ども理解と学習支援 教育方法開発課題研究I~IV	各1	
		学校不適応問題への理解と対応	2	
		教育カウンセリング実践と事例研究	2	
		子どもの発達と学習の過程	2	
		学級経営と個別指導の実践	2	
		教育臨床問題と道徳	2	
		学級集団づくりとソーシャルスキル教育の実践法	2	
		子ども理解と学習支援 児童生徒支援課題研究I~IV	各1	
実習科目	学校運営コース	課題発見実習	2) ロ 選択科目 ○当該コースのコース別専門科目から (12単位) 計 46単位
		学校運営開発実習I	3	
		学校運営開発実習II	5	
	教育方法開発コース	課題発見実習	2	
		教育方法開発実習I	3	
		教育方法開発実習II	5	
	児童生徒支援コース	課題発見実習	2	
		児童生徒支援実習	3	
		学校適応アセスメント実習	3	
		学校適応支援実習	2	

別表4

(教育学研究科サステイナビリティ学プログラム授業科目)

科目区分	科目名	単位	備考
------	-----	----	----

コア科目	基盤科目	サステイナビリティ学最前線	2	イ必須科目 ○サステイナビリティ学最前線 (2単位) ○サステイナビリティ教育特論I又はサステイナビリティ教育特論II ロ選択科目 ○コア科目から(必須科目を除く) (4単位) ○専門科目から(必須科目を除く) (3単位) 計10単位
		地球環境システム論I	1	
		地球環境システム論II	1	
		持続社会システム論I	1	
		持続社会システム論II	1	
		人間システム基礎論I	1	
		人間システム基礎論II	1	
	実践演習科目	国際実践教育演習	2	
		国内実践教育演習	2	
		ファシリテーション能力開発演習I	1	
	ファシリテーション能力開発演習II	1		
	サステイナビリティ学インターンシップ	2		
専門科目	教育学研究科専門科目	サステイナビリティ教育特論I	1	
		サステイナビリティ教育特論II	1	
		サステイナビリティ教育演習I	1	
		サステイナビリティ教育演習II	1	
		サステイナビリティ教育演習III	1	
		地域教育資源フィールドスタディ	2	
		地域生態学特論	2	
		食物学特論	2	
被服学特論	2			